

千葉県温泉指導要綱

[平成13年 4月 1日制定]

[平成15年 3月31日改正]

[平成17年 3月29日改正]

[平成17年 6月 1日改正]

[平成19年 7月19日改正]

[平成19年11月28日改正]

[平成20年 9月30日改正]

[平成23年 4月15日改正]

[平成27年 3月16日改正]

[令和 4年 7月 1日改正]

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「規則」という。）並びに千葉県温泉法施行細則（昭和43年千葉県規則第59号。以下「細則」という。）の施行に関し、指導指針、審査基準その他の必要な事項を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図り、もって温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正に資することを目的とする。

第2章 温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正に資するための指導指針

(温泉の保護及びその利用の適正に資するための指導指針)

第2条 知事は、温泉の保護及びその利用の適正に資するため、法第3条第1項の規定により許可の申請をしようとする者に対し、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる既存源泉との距離に係る基準等を指導するものとする。

新規に土地を掘削する深度が500m以内である場合	掘削地点と既存源泉との距離を500m以上確保すること。ただし、当該掘削地点と500m以内の距離に既存源泉がある場合において、当該既存源泉の所在地及び当該掘削地点と当該既存源泉との距離が明らかにされた図面の提出があり、かつ、当該既存源泉の所有者の同意があるとき（掘削地点又は既存源泉が次項の指定地域に存する場合はその揚湯量の合算量が1日当たり50m ³ 以内、掘削地点及び既存源泉が次項の指定地域以外の地域に存する場合はその揚湯量の合算量が1日当たり150m ³ 以内である場合に限る。）は、この限りでない。
新規に土地を掘削する深度が500mを超える場合	掘削地点と既存源泉との距離を1,000m以上確保すること。ただし、当該掘削地点と1,000m以内の距離に既存源泉がある場合において、当該既存源泉の所在地及び当該掘削地点と当該既存源泉との距離が明らかにされた図面の提出があり、かつ、当該既存源泉の所有者の同意があるとき（掘削地点又は既存源泉が次項の指定地域に存する場合はその揚湯量の合算量が1日当たり50m ³ 以内、掘削地点及び既存源泉が次項の指定地域以外の地域に存する場合はその揚湯量の合算量が1日当たり150m ³ 以内である場合に限る。）は、この限りでない。

2 知事は、温泉の保護及びその利用の適正に資するため、法第11条第1項の規定により許可の申請をしようとする者（動力を装置しようとする者に限る。）に対し、次の表の左欄に掲げる地域に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる揚湯量及び吐出口断面積に係る基準を指導するものとする。

指定地域（工業用水法施行規則（昭和32年通商産業省令第22号）第4条の2第1項及び第2項に規定する地域並びに建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令（昭和37年政令第335号）第2条に規定する地域をいう。以下同じ。）	揚湯量にあつては1日当たり50m ³ 以内とし、吐出口断面積（吐出口が複数ある場合は、その断面積の合計の面積。以下この表において同じ。）にあつては6cm ² 以内とすること。
指定地域以外の地域	揚湯量にあつては1日当たり150m ³ 以内とし、吐出口断面積にあつては21cm ² 以内とすること。
<p>（備考）</p> <p>平成17年9月1日現在の指定地域は、千葉市の一部、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市、鎌ヶ谷市、市原市の一部及び袖ヶ浦市の一部の地域となっている。</p>	

3 第1項の規定は、前項の申請が他の目的で掘削した井戸を温泉源として使用するものである場合について準用する。この場合において、第1項の表中「新規に土地を掘削する深度」とあるのは「他の目的で掘削した井戸の深度」と、「掘削地点」とあるのは「他の目的で掘削した井戸が所在する地点」と読み替えるものとする。

4 知事は、温泉の保護及びその利用の適正に資するため、法第11条第1項の規定により許可の申請をしようとする者（動力を装置しようとする者に限る。）に対し、揚湯量を測定するための水量測定器を設置し、及び水位を測定することができる措置を講じるよう指導するものとする。

この場合において、知事は、必要に応じ、当該水量測定器の概要が明らかとなる書類、当該水量測定器の設置場所を示した図面、水位を測定することができる措置を示した図面その他の必要な書類及び図面の提出を指導するものとする。

5 知事は、指定地域以外の地域において、法第3条第1項の規定により許可の申請をしようとする者（既存源泉の所有者の同意を得た者に限る。）に対し、必要があると認めるときは、千葉県環境審議会の意見を聴いて、第1項の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

（土地掘削の許可申請）

第3条 法第3条第1項の申請をしようとする者は、土地掘削許可申請書（細則別記第1号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図（掘削地点を明示した公図、配置図（敷地境界からの距離を明記する。）及び見取図（2,500分の1程度）並びに案内図（25,000分の1程度））

二 設備の配置図及び主要な設備の構造図

三 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第1号の1例示様式）

四 規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程（別記第1号の2例示様式）

五 掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さを明記したもの）

六 地質調査書

七 掘削孔の深さが1,000メートル以上の場合、その理由書

八 次に掲げる事項を記載した温泉利用計画書

イ 温泉を利用しようとする施設の名称、用途及び構造

ロ 一日当たりの温泉利用量（利用量の根拠を記載）

ハ 排水処理方法（温泉水とその他について、処理方法並びに流末を記載）

ニ 知事が必要と認める書類（生活用水の水源）

九 次に掲げる事項を記載した書類

イ 掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策

ロ やぐらの倒壊防止対策

十 申請者が掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者であることを証明する書類

イ 自己所有の土地である場合は、土地の登記事項証明書

- ロ 他人所有の土地である場合は、土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の掘削に関する承諾書又は当該土地に係る賃借契約書の写し
 - ハ 河川敷地の場合は、主管官公署の掘削についての許認可書とその写し
 - 十一 申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（法人である場合はその役員）（共通第1号例示様式）
 - 十二 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 知事は、第1項の申請書に関係法令の確認結果についての書類を添付するよう指導するものとする。

（工事着手届）

- 第4条 知事は、土地掘削許可、ゆう出路の増掘許可及び動力の装置許可（以下「土地掘削許可等」という。）を受けた者が、当該工事に着手する場合はあらかじめ工事着手届（別記第1号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。
- 2 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 工事工程表（掘削工事は別記第2号の1、動力装置は別記第2号の2例示様式）
 - 二 安全対策対応状況書（掘削工事は別記第2号の3、第2号の4例示様式、ただし、第2号の4例示様式は、平成20年10月1日以降の土地掘削申請の場合は除く。）

（有効期間更新の申請）

- 第5条 土地掘削許可等を受けた者が法第5条第2項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定による更新の申請をする場合は、温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可有効期間更新申請書（細則別記第2号様式）2部（正本1部、副本1部）を当該許可の有効期間の満了する日の30日前までに知事に提出するものとする。

（合併又は分割による土地の掘削の許可等を受けた地位の承継承認申請）

- 第6条 法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可を受けた地位の承継の承認申請書（合併・分割）（細則別記3号様式その1）2部（正本1部、副本1部）を、合併又は分割の予定日から30日前までに知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 二 許可を受けた地位を承継しようとする法人の役員が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（共通第1号例示様式）
- 3 知事は、法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、掘削等の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可を受けた地位の承継の効力発生届（別記第3号様式）

2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

4 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 地位の承継を受けた法人の登記事項証明書
- 二 法人の役員が第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類（共通第1号例示様式）

（相続による土地の掘削の許可等を受けた地位の承継承認申請）

第7条 法第7条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、許可を受けた地位の承継をしようとする場合は、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可を受けた地位の承継の承認申請書（相続）（細則別記第3号様式その2）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかになるもの）
- 二 相続人が二人以上いる場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第1号例示様式）

（掘削・増掘のための施設等の変更許可申請）

第8条 法第7条の2第1項（法第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、土地の掘削等の許可を受けた者が、掘削・増掘のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとする場合は、温泉（掘削・増掘）のための施設等変更許可申請書（細則別記第4号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 二 変更後の掘削又は増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削又は増掘の方法が規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第1号の1例示様式）
- 三 規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程又は増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程（別記第1号の2例示様式）

（掘削・増掘のための施設等の変更届）

第9条 知事は、土地の掘削等の許可を受けた者が、温泉（掘削・増掘）のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上前条第1項に規定する変更該当しない軽微な変更をした場合は、温泉（掘削・増掘）のための施設等変更届（別記第4号様式）

2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

2 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 二 規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程又は増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の内容を変更した場合にあっては、変更後の当該規程（別記第1号の2例示様式）

（温泉工事等の完了又は廃止の届出）

第10条 法第8条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、土地掘削許可等を受けた者が工事を完了又は廃止した場合は、速やかに温泉（掘削・増掘・動力の装置）工事（完了・廃止）届（細則別記第5号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 土地掘削の工事により温泉がゆう出した場合の温泉掘削工事完了届を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さを明記したもの）
- 二 地質柱状図
- 三 掘削孔の深さが1,000メートル以上の場合は、電気検層及び温度検層の結果を記載した書類
- 四 揚湯試験の結果を記載した書類
- 五 温泉成分分析書の写し
- 六 規則第1条の2第9号に規定する記録
 - イ 警報設備による警報の作動状況
 - ロ 毎作業日における掘削口等周辺のメタン濃度の測定結果
 - ハ 毎作業日におけるガス噴出の兆候の有無の点検結果
 - ニ ゆう出路洗浄中におけるガス噴出の兆候の有無の点検結果

（ゆう出路の増掘許可申請）

第11条 法第11条第1項の規定による温泉ゆう出路の増掘許可申請をしようとする者は、温泉増掘許可申請書（細則別記第6号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 増掘をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図（掘削地点を明示した公図、配置図及び見取図（2,500分の1程度）並びに案内図（25,000分の1程度））
- 二 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 三 増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第1号の1例示様式）
- 四 増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（別記第1号の2例示様式）

- 五 土地掘削許可書の写し（自然ゆう出に係る増掘以外の場合）
 - 六 掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さを明記したもの）
 - 七 地質柱状図
 - 八 掘削孔の深さが1,000メートル以上の場合、その理由書
 - 九 次に掲げる事項を記した温泉利用計画書
 - イ 温泉を利用しようとする施設の名称、用途及び構造
 - ロ 一日当たりの温泉利用量（利用量の根拠を記載）
 - ハ 排水の処理方法（温泉水及びその他について、処理方法並びに流末を記載）
 - ニ 知事が必要と認める事項（生活用水の水源）
 - 十 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策
 - ロ やぐらの倒壊防止対策
 - 十一 申請者が増掘に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者であることを証明する書類
 - イ 自己所有の土地である場合は、土地の登記事項証明書
 - ロ 他人所有の土地である場合は、土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の掘削に関する承諾書又は賃借契約書の写し
 - ハ 河川敷地の場合は、主管官公署の掘削についての許認可書とその写し
 - 十二 申請者が法第11条第2項又は第3項において準用する法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（別記第1号の1例示様式）
 - 十三 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 知事は、第1項の申請書に係る法令の確認結果についての書類を添付するよう指導するものとする。

（動力装置の許可申請）

- 第12条 法第11条第1項の規定による動力の装置許可申請をしようとする者は、温泉動力の装置許可申請書（細則別記第7号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 動力を装置しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図（当該地点を明示した公図、配置図及び見取図（2,500分の1程度）並びに案内図（25,000分の1程度））
 - 二 掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さ、ポンプの位置並びに自然水位及び稼動水位を明記したもの）
 - 三 地質柱状図
 - 四 動力装置の概要（カタログ等）及び当該動力装置を選定した理由を記載した書類
 - 五 揚湯試験の結果を記載した書類

六 温泉成分分析書の写し

七 次の事項を記載した温泉利用計画書

イ 温泉を利用しようとする施設の名称、用途及び構造

ロ 温泉を浴用に供しようとする場合にあっては、浴槽の容量及び温泉の補給方法

ハ 一日当たりの温泉利用量（利用量の根拠を記載）

ニ 排水の処理方法（温泉水及びその他について、処理方法並びに流末を記載）

ホ 知事が必要と認める事項（生活用水の水源）

八 申請者が法第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面（別記第 1 号の 1 例示様式）

九 申請者が法人の場合は、登記事項証明書

（動力装置の更新届出）

第 13 条 知事は、動力装置の許可を得た者が、当該許可を得た動力装置の能力を超えない範囲において、動力装置を更新しようとする場合は、工事着手日の 10 日前までに、動力装置の更新届（別記第 5 号様式）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出するよう指導するものとする。

2 前項の提出に当たっては、動力装置の概要（カタログ等）を記載した書類を添付するものとする。

（源泉変更届）

第 14 条 知事は、土地掘削許可等を受けた者が、掘削等完了後、住所又は氏名等を変更した場合は、30 日以内に源泉変更届（別記第 6 号様式）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出するよう指導するものとする。

（源泉管理者変更届）

第 15 条 知事は、土地掘削許可等を受けた者が、工事完了後、その源泉又は動力の管理を譲り渡した場合は、譲り受けた管理者は、30 日以内に源泉管理者変更届（別記第 7 号様式）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出するよう指導するものとする。

2 前項の提出に当たっては、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付するものとする。

一 譲り受けた者の自己所有地である場合は、土地の登記事項証明書

二 譲り受けた者の自己所有ではない場合、土地の登記事項証明書及び当該土地を使用する権利を有することを証する書類

三 その他、譲り受けた者が、当該源泉を管理することができることを証する書類

（源泉廃止届）

第 16 条 知事は、土地掘削許可等を受けた者が、源泉を廃止した場合は、30 日以内に源泉廃止届（別記第 8 号様式）2 部（正本 1 部、副本 1 部）に掘削許可書等を添えて提出するよう指導するものとする。

(採取の許可申請)

第17条 法第14条の2第1項の申請をしようとする者は、温泉採取許可申請書（細則別記第8号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、メタンの濃度の測定は、法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した者等であって、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者等が行うこと。

また、メタンの量の測定の結果は、可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由により測定することが困難な場合は除く。

一 設備の配置図及び主要な設備の構造図

二 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第9号の1例示様式）

三 設備の設置の状況を現した写真

四 規則第6条の2第2項第4号に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果
メタン濃度については、測定の結果報告書の写し

五 規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程（別記第9号の2例示様式）

六 申請者が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面（共通第2号例示様式）

3 知事は、申請者が法人の場合には、第1項の申請書に登記事項証明書を添付するよう指導するものとする（ただし、既に県内において、温泉法に係る許可申請書等で提出済みであって、その内容に変更のない場合は省略することができる。）。

4 規則第6条の3第1項第6号に規定する迂回水平距離を確保するための可燃性ガスを遮断する壁の高さは2m以上とするよう指導するものとする。ただし、関係者以外が立ち入らない裏庭など、又は屋外にある自然ゆう出泉、掘削自噴泉をそのまま屋外で利用する場合は柵等は不要とする。

(合併又は分割による温泉採取の許可を受けた地位の承継承認申請)

第18条 法第14条の3第1項の規定により、許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉採取の許可を受けた地位の承継の承認申請書（合併・分割）（細則別記9号様式その1）2部（正本1部、副本1部）を、合併又は分割の予定日から30日前までに知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 許可を受けた地位を承継しようとする法人の役員が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面（共通第2号例示様式）

- 3 知事は、法第14条の3第1項の規定により、温泉採取の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉採取許可を受けた地位の承継の効力発生届（別記第10号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。
- 4 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 地位の承継を受けた法人の登記事項証明書
 - 二 法人の役員が第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書類（共通第2号例示様式）

（相続による温泉採取の許可を受けた地位の承継承認申請）

- 第19条 法第14条の4第1項の規定により、許可を受けた地位の承継をしようとする場合は、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉採取の許可を受けた地位の承継の承認申請書（相続）（細則別記第9号様式その2）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかになるもの）
 - 二 相続人が二人以上いる場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - 三 申請者が法第14条の2第2項第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第2号例示様式）

（可燃性天然ガスの濃度についての確認申請）

- 第20条 法第14条の5第1項の申請をしようとする者は、可燃性天然ガス濃度確認申請書（細則別記第10号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、メタンの濃度の測定は、法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した者等であつて、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者等が行うこと。

 - 一 温泉採取の場所の状況を現した写真
 - 二 メタン濃度の測定の実施状況を現した写真
 - 3 知事は、第1項の申請書に、次の各号に掲げる書類を添付するよう指導するものとする。
 - 一 メタン濃度の測定の結果報告書の写し
 - 二 申請者が法人の場合は、登記事項証明書の写し（ただし、既に県内において、温泉法に係る許可申請等で提出済みであつて、その内容に変更のない場合は省略することができる。）

(譲渡、合併又は分割による可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届)

第 21 条 法第 1 4 条の 6 第 2 項の規定により、確認を受けた者が、譲渡・合併・分割により他の者にその地位を承継した場合は、可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届（譲渡・合併・分割）（細則別記第 1 1 号様式その 1） 2 部（正本 1 部、副本 1 部）を遅滞なく、知事に提出するものとする。

2 前項の承継届を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 事業の全部の譲渡の場合にあっては、譲渡に関する契約書の写し
- 二 合併又は分割の場合にあっては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(相続による可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届)

第 22 条 法第 1 4 条の 6 第 2 項の規定により、確認を受けた者が、相続により他の者にその地位を承継した場合は、可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届（相続）（細則別記第 1 1 号様式その 2） 2 部（正本 1 部、副本 1 部）を遅滞なく、知事に提出するものとする。

2 前項の承継届を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする

- 一 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかになるもの）
- 二 相続人が二人以上いる場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

(温泉採取のための施設等の変更許可申請)

第 23 条 法第 1 4 条の 7 第 1 項の規定により、温泉採取のための施設等を変更しようとする者は、温泉採取のための施設等変更許可申請書（細則別記第 1 2 号様式） 2 部（正本 1 部、副本 1 部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 二 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が規則第 6 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第 9 号の 1 例示様式）

三 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真

四 規則第 6 条の 3 第 1 項第 1 0 号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程（別記第 9 号の 2 例示様式）

3 知事は、法第 1 4 条の 7 第 1 項の規定により、温泉採取のための施設等の変更許可を受けた者が、工事を完了した場合は、速やかに温泉採取の施設等変更許可に係る工事完了届（別記第 1 1 号様式） 2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出するよう指導するものとする。

4 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、メタンの濃度の測定は、法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した者等であって、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者等が行うこと。

また、メタンの量の測定の結果は、可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由により測定することが困難な場合は除く。

- 一 設備の設置の状況を現した写真
- 二 規則第6条の2第2項第4号に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果
メタン濃度については、測定の結果報告書の写し

（温泉採取のための施設等の変更届）

第24条 知事は、温泉採取の許可を受けた者が、採取のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上前条第1項に規定する変更該当しない軽微な変更をした場合は、温泉採取のための施設等変更届（別記第12号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

2 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 二 規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更をした場合にあっては、変更後の当該規程（別記第9号の2例示様式）

（温泉採取許可を受けた者等に関する住所等変更届）

第25条 知事は、温泉採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者が、住所又は氏名等を変更した場合は、30日以内に温泉採取許可を受けた者等に関する住所等変更届（別記第13号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

（温泉の採取の事業の廃止の届出）

第26条 法第14条の8第1項の規定により、温泉採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者が、採取の事業を廃止した場合は、遅滞なく温泉採取事業廃止届（細則別記第13号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 法第14条の2第1項の許可を受けた者にあつては、前項の廃止届を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面
- 二 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

第3章 温泉の利用

（温泉利用許可申請）

第27条 法第15条第1項の申請をしようとする者は、温泉浴用に係る申請にあつては温泉利用許可申請書（浴用）（細則別記第14号様式その1）に、温泉飲用に係る申請

にあつては温泉利用許可申請書（飲用）（細則別記第14号様式その2）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該申請に係る区域を管轄する保健所長（以下「所轄保健所長」という。）に1部提出するものとする。

- 一 飲用の場合にあつては、源泉及び温泉を公共の飲用に供する場所（以下「飲泉所」という。）における、温泉に含まれる一般細菌数及び大腸菌群の有無並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類又は検査成績書の写し（30日以内に発行されたもの）
- 二 登録分析機関が行った温泉成分分析書の写し
- 三 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の概要及び平面図
- 四 源泉から施設までの配管を明示した図面
- 五 申請者が、法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第3号例示様式）
- 六 掘削（増掘・動力装置）許可書の写し。（その名義人と申請者が異なる場合は、その理由書及び掘削名義人との利用契約書の写し）
- 七 飲用の場合にあつては、源泉又は飲泉所における温泉に含まれる砒素、銅、ふっ素、鉛、水銀及び遊離炭酸の量並びに水素イオン濃度、臭気、味、色度及び濁度に関する検査の結果を記載した書類
- 八 申請者が法人の場合は、登記事項証明書

（温泉を飲用に供する場合の審査基準等）

第27条の2 温泉を飲用に供する場合における法第15条第1項の規定による許可の審査基準は、別表第1に定める温泉飲用水質基準（以下「水質基準」という。）とする。

- 2 保健所長は、温泉を飲用に供する場合における法第15条第1項の規定による許可にあつては、温泉飲用施設が、別表第1の2に定める温泉飲用施設基準に適合するよう指導するものとする。

（合併又は分割による温泉利用許可を受けた地位の承継承認申請）

第28条 法第16条第1項の規定により、許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請書（合併・分割）（細則別記第15号様式その1）1部を、合併又は分割の予定日から30日前までに所轄保健所長へ提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

- 二 許可を受けた地位を承継しようとする法人の役員が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第3号例示様式）

- 3 知事は、法第16条第1項の規定により、温泉利用の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉利用許可を受けた地位の承継の効力発生届（別記第1

4号様式) 1部を所轄保健所長に提出するよう指導するものとする。

4 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 地位の承継を受けた法人の登記事項証明書

二 法人の役員が第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書類(共通第3号例示様式)

(相続による温泉利用許可を受けた地位の承継承認申請)

第29条 法第17条第1項の規定により、許可を受けた地位を承継しようとする場合は、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請書(相続)(細則別記第15号様式その2)1部を所轄保健所長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 戸籍謄本(被相続人と相続人全員の関係が明らかになるもの)

二 相続人が二人以上いる場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

三 申請者が法第15条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約する書面(共通第3号例示様式)

(温泉利用許可書の掲示)

第30条 知事は、温泉の利用許可を受けた者が、許可書を当該施設の見やすい場所に掲示するよう指導するものとする。

(成分等の掲示届)

第31条 温泉の利用許可を受けた者は、法第18条第1項の規定により、温泉の成分等の掲示をするときは、法第18条第4項の規定によりあらかじめ温泉成分等掲示届(細則別記第16号様式)1部を所轄保健所長に提出するものとする。

(飲用施設供用開始届)

第32条 知事は、温泉飲用の許可を受けた者が、その施設の供用を開始しようとするときは、供用開始前までに飲用施設供用開始届(別記第15号様式)1部を所轄保健所長に提出するよう指導するものとする。

(飲用施設管理責任者届)

第33条 知事は、温泉飲用の許可を受けた者が、供用開始前に、飲用施設管理責任者を選任し、飲用施設管理責任者届(別記第16号様式)1部を所轄保健所長に提出するよう指導するものとする。

2 飲用施設管理責任者は、別表第2に定める温泉飲用施設管理基準に従い、飲用施設を管理するものとする。

(再分析)

第 34 条 温泉利用許可を受けた者は、法第 18 条第 3 項の規定により、10 年以内ごとに、登録分析機関による温泉成分分析を受けるものとする。ただし、源泉と利用施設の間でその成分に差異がないと認められる場合であって、源泉の管理者が行った成分分析の結果の提供を受けたときは、利用施設において自ら再分析を行うことは要しないものとする。

2 温泉を公共の飲用に供する者（以下「飲用泉提供者」という。）は、前項の規定による再分析を実施する場合は、別表第 1 の水質基準に掲げる各項目を加え実施するものとする。

3 前二項の規定により再分析を実施した者は、法第 18 条第 4 項の規定により掲示内容を変更しようとするときは、あらかじめ温泉成分等掲示届（細則別記第 16 号様式）1 部を所轄保健所長に提出するものとする。

なお、届出書の備考欄には、登録分析機関から結果の通知を受領した日を記載するものとする。

(定期検査)

第 35 条 飲用泉提供者は、毎年 2 回定期的に、飲泉所において温泉水の細菌学的項目検査を実施し、その検査成績書の写し 1 部を所轄保健所長に提出するものとする。

ただし、希釈水に水道水以外の水を使用している場合には、希釈水が水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度が、下欄に掲げる基準に適合していることを証する水質検査結果書の写し 1 部を併せて添付するものとする。

(臨時の検査)

第 36 条 温泉採取者又は飲用泉提供者は、地震、大雨等水質に影響を与える恐れのある事態が発生したときは、別表第 1 の水質基準に掲げる項目についての検査を実施し、その成績書の写し 1 部を所轄保健所長に提出するものとする。

2 飲用泉提供者は、使用している源泉において動力の装置、しゅんせつ、パイプの入替え等の工事が実施されたとき及び飲用施設に関する工事又は清掃等を実施したときは、別表第 3 で規定する飲泉所の温泉水について、別表第 1 に規定する細菌学的項目及びその他の項目の検査を実施し、その検査成績書 1 部を所管保健所長に提出するものとする。

(飲用施設供用中止届)

第 37 条 知事は、温泉飲用の許可を受けた者が、その施設の供用を中止したときは、速やかに飲用施設供用中止届（別記第 17 号様式）1 部を、所轄保健所長に提出するよう

指導するものとする。

- 2 前2条に定める細菌学的項目検査の結果が、別表第1に定める水質基準を超えた場合には飲用泉提供者はその施設の供用を中止し、速やかに飲用施設供用中止届（別記第17号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

（温泉利用許可事項変更届）

第38条 細則第19条第1項第1号の規定により、温泉利用許可施設において次の各号に掲げる改築又は変更をしたときは、10日以内に温泉利用許可事項変更届（細則別記第20号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

- 一 同一室内における浴槽の形状変更
- 二 許可のあった同一飲泉口に係る温泉飲用施設の変更

- 2 前項の届出を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 温泉浴用にあつては、変更前及び変更後の浴槽が確認できる図面
- 二 温泉飲用施設にあつては、変更前及び変更後の飲用利用施設が確認できる図面

（飲用施設供用再開届）

第39条 知事は、飲用施設の供用を中止していた者が、その施設の供用を再開しようとするときは、供用再開前に飲用施設供用再開届（別記第18号様式）1部を所轄保健所長に提出するよう指導するものとする。

- 2 前項の提出に当たっては、飲泉所において温泉水の細菌学的項目検査を実施し、その検査成績書の写し1部を添付するものとする。

（温泉利用許可施設廃止届）

第40条 細則第19条第1項第2号の規定により、温泉利用許可施設を廃止した者は、廃止の日から、10日以内に温泉利用許可施設廃止届（細則別記第21号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

（温泉利用許可資格喪失届）

第41条 細則第19条第1項第3号の規定により、温泉利用許可施設の許可を受けた者が、死亡若しくは6月以上所在不明の場合、または法人が解散した場合は、戸籍法による届出義務者又は清算人は、10日以内に温泉利用許可資格喪失届（細則別記第22号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

第4章 温泉の分析

（温泉成分分析を行う者の登録）

第42条 温泉成分分析を行おうとする者は、法第19条第2項の規定により、温泉成分分析を行う者の登録申請書（細則別記第17号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて1部を知事に提出するものとする。

- 一 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人の場合には、住民票の写し
- 三 分析施設の見取図、法第19条第2項第3号で定める分析機器一覧及びその配置図
- 四 申請者が法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第4号様式）
- 五 温泉成分分析を、適正かつ確実に実施するのに十分に経理的な基礎を有するものであることを証明する書類として次のイ及びロ又はこれに代わるもの
 - イ 過去3年分の事業報告書
 - ロ 過去3年分の決算書（貸借対照表、財産目録）
- 六 温泉成分分析以外の各種登録等に関するもの

（登録分析機関登録事項変更届）

第43条 法第20条の規定により、登録分析機関が登録内容を変更した時は、変更の日から10日以内に登録分析機関登録事項変更届（細則別記第18号様式）に次の書類を添えて、1部を知事に提出するものとする。

- 一 法人にあつては「主たる事務所の所在地及び名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに役員」の変更の場合は登記事項証明書
- 二 個人にあつては「氏名又は住所」の変更の場合は、その住民票の写し
- 三 変更後の役員が法第19条第4項第1号から第3号までに該当しない者であることを誓約する書面（共通第4号様式）
- 四 分析施設にあつては変更前及び変更後が確認できる図面
- 五 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能に関する変更の場合、変更前後の内容及び必要に応じてカタログ等を添付すること。

（登録分析機関業務廃止届）

第44条 法第21条の規定により、登録分析機関がその業務を廃止したときは、遅滞なく、登録分析機関業務廃止届（細則別記第19号様式）1部を知事に提出するものとする。

- 2 前項の提出に当たっては、登録済証明書を添付するものとする。

（報告の義務）

第45条 温泉採取者は、毎年3月31日現在の温泉の温度及びゆう出量その他必要な事項を毎年4月20日までに知事に報告するものとする。

- 2 細則第20条の規定により、温泉浴用施設又は温泉飲用施設の管理者は、毎年3月31日現在の温泉利用状況報告書（細則別記第23号様式）1部を毎年4月20日までに所轄保健所長に報告するものとする。

（書類の経由）

第 46 条 法、規則、細則又はこの要綱により知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由するものとする。

ただし、法第 19 条第 2 項(登録の申請)、法第 20 条(変更の届出)及び法第 21 条(廃止の届出)に基づく書類の提出先は千葉県健康福祉部薬務課とする。

(登記事項証明書)

第 47 条 この要綱の規定により添付する登記事項証明書は、90 日以内に発行されたものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(掘削の許可に関する措置)

2 平成 14 年 4 月 1 日以降の掘削許可については、第 4 条の工事延期届、第 5 条の工事再開届の規定を適用しない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 11 月 28 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、改正前の千葉県温泉指導要綱の規定により調整した用紙は、この要綱の施行の日以降も、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表第 1 (指導要綱第 27 条の 2)

温泉飲用水質基準

分類	項目	基準
細菌学的項目	一般細菌	1 mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
	大腸菌群	検出されないこと。*1
	全有機炭素 (TOC)	5 mg/L以下であること。
環境省設定項目	ヒ素	総摂取量として、0.1 mg/日以下であること。
	銅	2
	フッ素	1.6
	鉛	0.2
	水銀	0.002
	遊離炭酸ガス	1000 mg/回以下であること。
その他の項目	PH値	4以上9未満とする。
	臭気、味、色度、濁度	異常でないこと。

※1 大腸菌群は、温泉利用基準（昭和50年7月12日（最終改定：平成19年10月1日）、環境庁自然保護局長通知）の大腸菌群の試験方法Ⅰの場合は検水50 mL中、試験方法Ⅱの場合は検水100 mL中であること。

※2 ろ過、消毒等の処理を行わないものであること。

別表第1の2（指導要綱第27条の2第2項）

温泉飲用施設指導基準

(1) 源泉

飲泉に供する温泉源が、汚水、雨水、表流水、浅層地下水及び油脂類等（以下汚水等という）により汚染されないものであること。

(2) 中継槽、貯湯槽

ア 原則、地上式とし、通気孔、溢流孔、ドレン抜き等が設けられていること。

イ 通気管、溢流管の管端部には、防虫網を設けること。

ウ 汚水等が侵入しない構造で、かつ内部の清掃及び点検が容易であること。

エ 温泉が停留しない構造であること。

(3) 送（引）湯管

ア 送（引）湯管は、常に管内圧を一定圧力以上に保ち、地中埋設部分においては、継手部分等から汚水等が侵入しないものであること。

なお、管内圧が外圧より高い圧力が保持でない場合には、地上配管とすること。

(4) 飲泉場所及び飲泉口

ア 飲泉場所は、浴室外に設置すること。

イ 飲泉口は、床面から80cm以上の高さとする。

ウ 飲用口であることの旨が明示されていること。

エ 温泉飲用許容量、その他飲用上の注意事項が掲示されていること。

別表第2（指導要綱第33条）

温泉飲用施設管理基準

(1) 源泉

- ア 周囲は、常に清潔に保つこと。
- イ 汚水等（表流水、浅層地下水及び下水溝の水等を言う。以下同じ。）が侵入しないよう管理すること。

(2) 中継槽、貯湯槽

- ア 汚水等が侵入しないよう管理すること。
- イ 定期的に管理し、年1回以上清掃すること。
（清掃する際は、各種ガス中毒を予防するため、十分な換気をする事。）

(3) 送（引）湯管

- ア 汚水等が侵入しないよう管理すること。

(4) 飲泉場所及び飲泉口

- ア 新鮮で清浄な温泉が常時供給できるように管理すること。
- イ 飲泉容器は常に清潔に保つように管理すること。
- ウ 飲泉口には、飲泉口である旨の表示と、最少量の飲用許容量及びその他飲用上の注意事項を掲示しておくこと。
- エ 飲用許容量は、次のとおり明示すること。
温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その一日の総量はおおよそ200～500mLまでとすること。（ただし、別表第1に定める水質基準に適合するものであること。）

(5) 定期的水質検査

- ア 別表第1の水質基準に掲げるすべての項目検査
10年以内に1回実施すること。
- イ 細菌学的検査（飲泉口）
年2回を標準とする。
- ウ 簡易検査（飲泉口）
毎日1回を標準とする。
通常の色、濁り、臭気、味と同じであるか否かを無色透明のガラス製のコップに蛇口から温泉をとり、肉眼で目視検査等を行うこと。

(6) 臨時の検査

- 地震、大雨等水質に影響を与える恐れがある事態が発生した時及び簡易検査により異状を認めた時には、別表第1の水質基準のすべての項目について行うこと。

別表第3（指導要綱第36条）

細菌学的検査の実施箇所について

(1) 工事を実施した施設又は清掃を実施した施設から温泉の供給を受けている飲泉所が10か所未満の場合は、工事箇所又は清掃箇所に最も近い飲泉所で細菌検査を実施すること。

(2) 工事を実施した施設又は清掃を実施した施設から温泉の供給を受けている飲泉所が10か所以上の場合は、次の各号に掲げる飲泉場所で細菌検査を実施すること。

ア 工事箇所又は清掃箇所に最も近い飲泉所

イ 工事箇所又は清掃箇所に最も近い飲泉所と最も遠い飲泉所の中央に位置する飲泉所

温泉法施行規則第1条の2各号に基づく技術基準に適合することを証する書面

事業名
申請者名
掘削事業者名
掘削箇所住所

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状況	備考
1 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削			
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>			
掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。	適合・不適合	適合：8m以上 不適合：8m未満	最低距離： m 別添図○参照
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示場所：
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>			
さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	掘削口から柵等までの距離： m 別添図○参照
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>			
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	設置場所：
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 備付場所：
(5) 噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号>			
噴出防止装置が設置されていること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	方式の別：ラム型、アニュラー型 最高使用圧力：(MPa) 別添図○参照
(6) 警報設備の設置<第1条の2第1項第6号>			
検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	検知器の設置場所： 別添図○参照
空気中のメタンの濃度が爆発下限値の25パーセント以上となった場合に警報を発すること。<第6号ロ>	適合・不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動	警報を発する濃度： %LEL 警報を発する場所：
(7) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号>			
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。<第7号イ>	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない	
可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。<第7号ロ>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない	
(8) ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号>			
ゆう出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない	
(9) 点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>			
警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：
掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。<第9号イ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。<第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
(10) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>			
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	〃
その他災害の防止に関し必要な事項<第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	〃
(11) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>			
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能	

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状況	備考
2 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削			
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>			
掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。	適合・不適合	適合：3m以上 不適合：3m未満	最低距離： m 別添図○参照
(2) 火気使用制限等（掘削口から水平距離3メートルの範囲内）<第1条の2第1項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	
火気を使用する作業（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示個数： 掲示場所：
(3) 関係者以外の立入制限措置（掘削口から水平距離3メートルの範囲内）<第1条の2第1項第3号>			
さくを設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限方法： 掘削口から柵等までの距離： m
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>			
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 設置場所：
(5) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ>			
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない	
(6) 記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>			
測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：
毎作業日の点検結果を記録すること。（掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録）<第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
(7) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>			
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	〃
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	〃
(8) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>			
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能	

別記第1号の2例示様式（指導要綱第3条）

災害防止規程（掘削・増掘）

第1章 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項

1-1 保安管理体制（組織体制）

保安管理体制は、別紙1に示すとおりであり、関係者に周知を図る。

1-2 安全担当者の選任及び職務範囲

(1) 安全担当者の選任

①安全担当者の選任要件

安全担当者は、掘削現場における責任者であって、掘削作業中は常に掘削現場施設内に常駐し、安全に係る判断を行い、指揮命令を行うことができる者の中から選任する。

※なお、安全担当者が不在の時に備え、その職務を行うため安全担当者代理者を選任する。

※代理者を選任する場合は記載。

②安全担当者の選任

安全担当者は、次に定める者とする。

・安全担当者 ○○○○

安全担当者代理者*は、次に定めるものとする。

・安全担当者代理者 ○○○○

※代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

(2) 安全担当者の職務範囲

安全担当者は、可燃性天然ガスによる災害を防止するため、次に掲げる事項を実施する。

①温泉掘削等工事の施工に対する安全確保に関すること。

②災害防止のための設備の点検、維持管理等に関すること。

③災害その他の非常の場合の対応等に関すること。

④保安教育に関すること。

※安全担当者不在の場合は、安全担当者代理者が上記職務を遂行する。

1-3 災害時の緊急連絡体制

災害時の緊急連絡体制は、別紙2に示すとおりであり、関係者に周知を図るとともに、関係者の見易い箇所に掲示する。

第2章 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項

2-1 日常点検の実施方法及び記録、保存の方法

(1) 日常点検の実施方法

安全担当者は、次の事項等に対し、毎作業日1回以上点検を実施する。

- ①掘削口、泥水ピット及び可燃性天然ガスが滞留するおそれがある場所において、周辺の空気中のメタンの濃度が危険な濃度（25%LEL）となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。
- ②可燃性天然ガスの噴出の兆候がないか（ゆう出路の洗浄時や揚湯試験時等、可燃性天然ガスが噴出しやすい作業をしている場合は常時）。
- ③その他状況に応じて必要な事項。
 - ア) 掘削口から水平距離3m（8m）の範囲内で、火気を使用する設備の設置又は作業を実施していないか。
 - イ) 火気厳禁等の掲示が適切な箇所に設置されているか。
 - ウ) 関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。
 - エ) 消火器が必要な箇所に備えられているか。
 - オ) ガス警報設備が正常に機能しているか。

(2) 日常点検の記録、保存の方法

安全担当者は、(1)①、②の項目について、点検結果を別紙3に示す日常点検表に記録し、その記録を掘削の工事の完了又は廃止まで保存する。

※注) また、(1)③の項目についても記録を行う。

※注) 申請者の判断により記録を行う場合は記載する。

2-2 設備等の不具合を確認した場合の措置方法

設備等の不具合を確認した場合、安全担当者は、安全管理上適切な措置を講じ、事故の予防に努めるとともに、現場責任者に報告する。また、事故につながるような重大な不具合については、現場責任者は、温泉掘削者（施工主）に報告する。

第3章 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項

3-1 近隣住民及び関係機関への連絡方法

(1) 近隣住民への連絡方法

安全担当者（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者）は、通行人に工事現場内に近づかないように促すとともに、必要に応じて近隣住民に知らせ避難させる。

(2) 関係機関への連絡方法

安全担当者は、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに関係機関に連絡をする。

3-2 退避の方法

安全担当者は、次に掲げる事項等を検討し、関係者に周知等を図る。

(1) 事前措置

- 安全かつ効率的な避難経路を2つ以上確保するとともに、避難経路として使用する通路、出口等には障害となる物を置かないようにする。
- 役割分担（避難誘導係、近隣住民等の安全確保係、救護係等）を明確にしておく。
- 適宜防災訓練を実施する。

(2) 災害発生時

- 避難誘導係は、工事現場内にいる作業員等を冷静かつ速やかに安全な位置まで避難誘導する。
- 近隣住民等の安全確保係は、通行人に工事現場内に近づかないように促すとともに、必要に応じて周辺住民に知らせ避難させる。
- 救護係は、罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。
- 避難者は、次の点に留意した適正な避難行動をとる。
 - ・服装や持ち物に拘らず、避難誘導係の誘導に従い避難する。
 - ・避難時は、ヘルメット等により頭を保護する。また、煙の中では濡れたタオルで口を覆い、姿勢を低くする。
 - ・逃げ遅れた者がいることに気づいた者は、直ちに周知を図る。
 - ・避難後は、工事現場内に戻らない。

3-3 罹災者の救護方法

罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。

(1) 救急処置例

- 罹災者に意識がある場合は、原則として本人が最も楽な方法で寝かせておく。
- 罹災者が意識を失っている場合は、横向きに寝かせ、気道を確保する。また、水を与えてはならない。
- 火傷の応急手当（局所処置）
 - ①すぐに患部に水道水等（きれいな水）をヒリヒリした痛みや局所の熱感が消えるまで十分時間をかけて冷やす。衣服の部位の火傷ならその上から水をかける。
 - ②患部を冷却した後、衣服、装身具を脱がす。火傷面に付着した部分の衣服は無理にはがさないようにする。
 - ③水泡があるときは破らないようにする。冷やした傷は清潔なガーゼや布で軽く覆う。
 - ④火傷部位の皮膚から水分が熱とともに蒸発するため、火傷が広範になると生命の危険にさらされる。横に寝かせ、足を挙上して心臓への血液の環流を増す体位をとる。軽い火傷の場合は、口から水分（ミネラル飲料等）を飲ませると良い。

3-4 ガス警報設備が警報を発した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに警報を発した原因を究明し、必要に応じて、適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示する。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-5 空気中のメタンの濃度が危険な濃度であることを確認した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示するとともに、現場責任者に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに 119 番通報及びその他関係機関に連絡をするとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

- a) 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発するおそれがある場合は、スイッチに触れない。
- b) 必要に応じて、作業を中断する。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-6 可燃性天然ガスの噴出の兆候が確認された場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示するとともに、現場責任者に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに 119 番通報及びその他関係機関に連絡をするとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

- a) 作業を中断する。
- b) 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発するおそれがある場合は、スイッチに触れない。
- c) 必要に応じて、噴出防止装置を作動させる。
- d) 必要に応じて、比重の重い泥水の注入を行う。
- e) 必要に応じて、作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-7 可燃性天然ガスが噴出した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示するとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに 119 番通報及びその他関係機関に連絡をする。

- a) 作業を中断する。
- b) 作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- c) 近隣住民等の安全を確保する（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者に安全確保を指示する）。
- d) 上記 a) ～c) の作業と併行して、以下の措置を講じる。
 - ・ 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発生おそれがある場合は、スイッチに触れない。
 - ・ 噴出防止装置を作動させる。
 - ・ 比重の重い泥水の注入を行う。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-8 火災又は爆発が発生した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示し、119 番通報及びその他関係機関に連絡をするとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

- a) 作業を中断する。
- b) 作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- c) 近隣住民等の安全を確保する（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者に安全確保を指示する）。
- d) 上記 a) ～c) の作業と併行して、以下の措置を講じる。
 - ・ 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発生おそれがある場合は、スイッチに触れない。
 - ・ 噴出防止装置を作動させる。
 - ・ 比重の重い泥水の注入を行う。
 - ・ 火災発生時において、それが初期段階であれば、消火器等を使用し事故の拡大を防止する。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-9 大規模地震や周辺で火災が発生した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示するとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

- a) 作業を中断する。
- b) 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発生するおそれがある場合は、スイッチに触れないこと。
- c) 必要に応じて、噴出防止装置を作動させる。
- d) 必要に応じて、作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- e) 上記 a) ～d) の作業と併行して、必要に応じて、以下の措置を講じる。
 - ・罹災者が発生した場合、状況に応じた処置を施す（救護係がいる場合は、該当者に処置を指示する）。
 - ・119番通報（周辺火災の場合）及びその他関係機関に連絡をする。
- f) 地震が発生した後は、設備の異常の有無を念入りに点検し、異常が認められた場合は修理等を行い、安全が確認されるまでの間は使用しない。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

第4章 その他災害防止に関し必要な事項

4-1 保安教育の実施方法

安全担当者は、作業監督者及び作業員（新規採用者含む）に対し、遅滞なく、別紙4に掲げる保安教育を行なう。

4-2 やむを得ず火気を使用する場合の措置

やむを得ず掘削口の周囲8m以内で火気を使用する作業が必要となる場合とは、ケーシングパイプの溶接・溶断のほか、これにフランジを溶接する作業をいう。

その際は、安全担当者の指揮及び立ち会いの下で、作業前に掘削口内部のメタンの濃度確認し、作業中は周辺空気中のメタンの濃度を監視した上で実施するとともに、掘削口周辺に送風を行い空気の拡散に努める。

4-3 作業休止中における措置

掘削等工事の作業を休止している期間中であっても、噴出防止装置及びガス検知器を作動させるなど可燃性天然ガス噴出防止のため措置を講じる。

4-4 その他自主保安マニュアル類の作成

(1) 自主保安マニュアル類の作成例

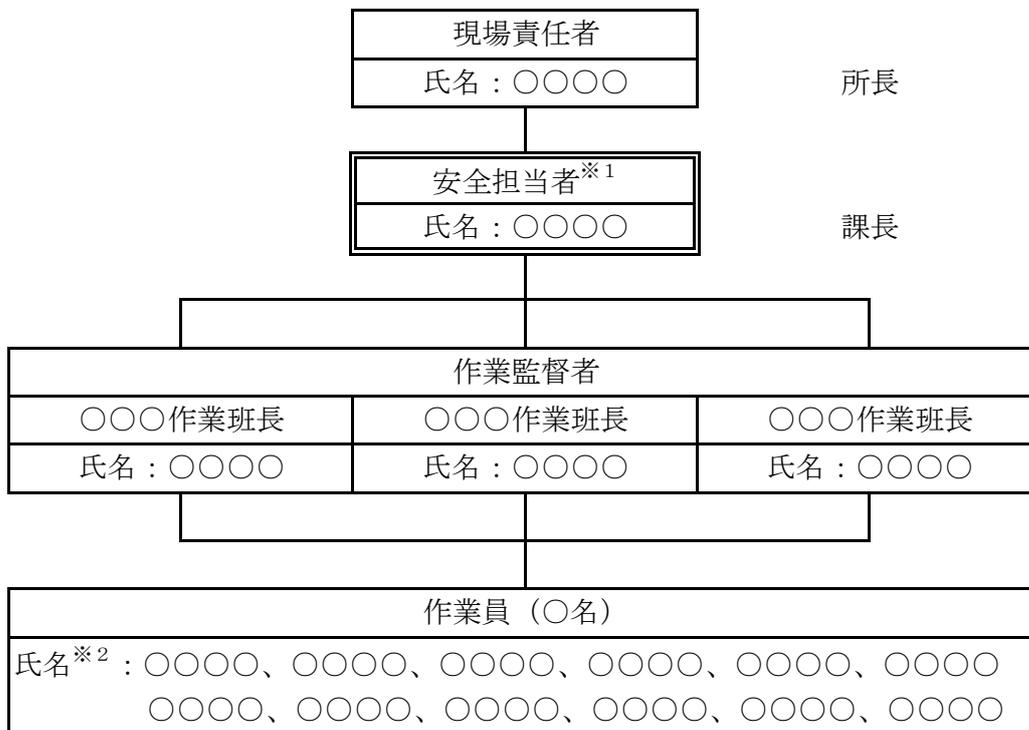
- 機械、器具及び工作物の使用にあたっての保安マニュアル
- 機械、器具及び工作物の点検マニュアル
- 廃棄物、坑水または廃水の処理マニュアル

※この災害防止規程の作成例は、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合を想定して作成したものであり、可燃性天然ガスの噴出のおそれのない場合は、本作成例を参考にして作成してください。

〇〇〇温泉掘削現場における保安全管理機構図

〇年〇月〇日現在

社内での役職



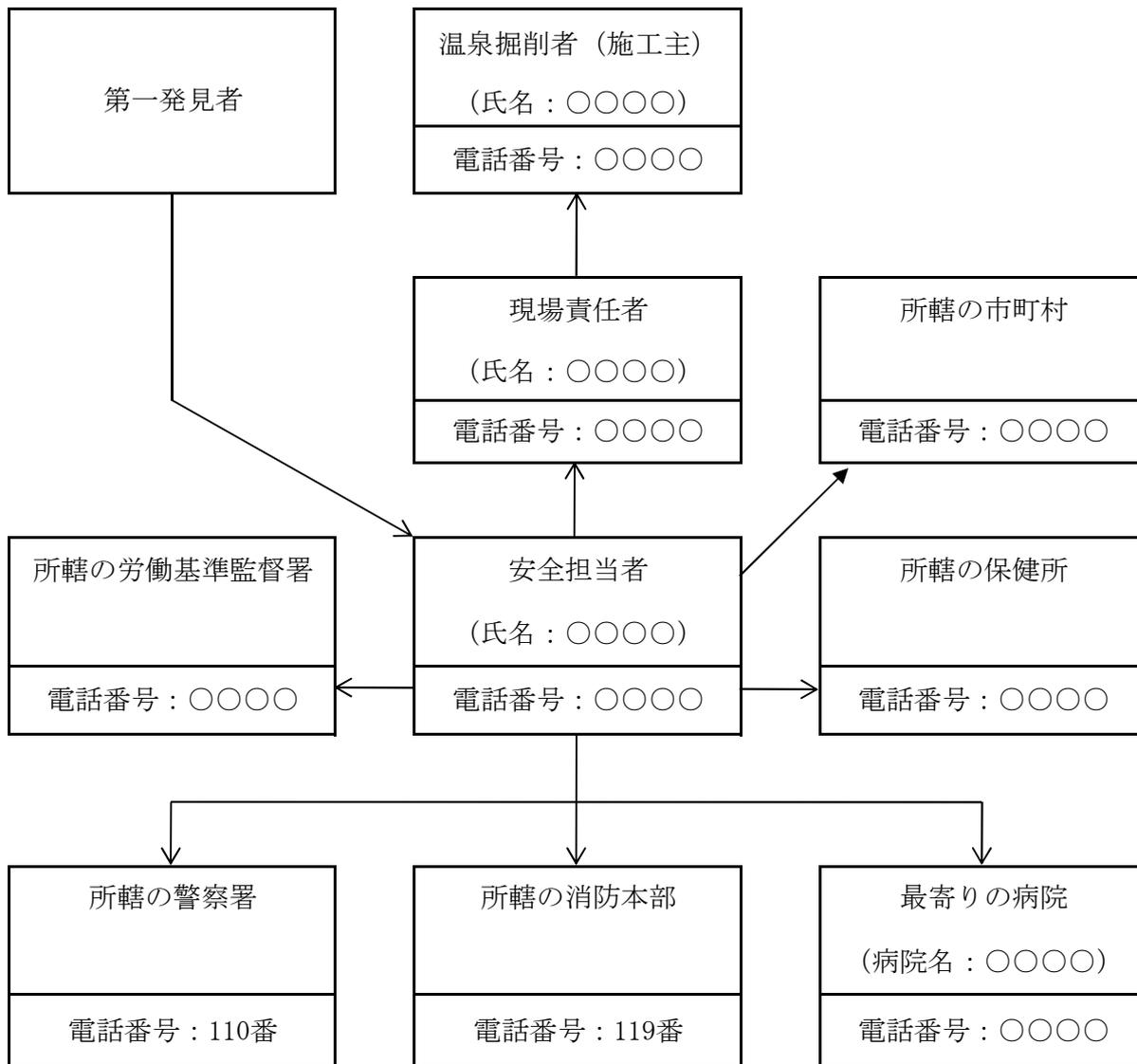
: 災害防止規程で定められる管理者

※1 : 代理者を選任する場合は、代理者名についても記載

※2 : 分かる場合は、氏名についても記載

〇〇〇温泉掘削現場における災害時連絡系統図

〇年〇月〇日現在



(作成例) 日常点検表

現場名 : ○○温泉掘削現場

点検年月日	点 検 結 果			警報装置の 作動状況	作業内容	掘削深度	備 考	点検者名	責任者 検閲欄	
	点検時刻	8:00	11:00							14:00
○年○月○日	メタン濃度 の測定値	測定結果 0%LEL (掘削口周辺) 0%LEL (○○周辺)		測定結果 0%LEL (掘削口周辺) 0%LEL (○○周辺)	警報装置作動なし	掘削作業	200m		掘削太郎	現場責任者 安全担当者 (サイン)
	ガス噴出 の兆候	有・無		有・無						
○年○月○日	点検時刻				○○時○○分 警報装置作動 ガス濃度 ○○%LEL	掘削作業	500m			
	メタン濃度 の測定値									
○年○月○日	点検時刻				○月○日から引き続 き警報装置作動中 ガス濃度 ○○%LEL	ゆう出路 の洗浄	1,500m			
	メタン濃度 の測定値									
	ガス噴出 の兆候	常時監視 噴出の兆候なし								

点検事項

- 毎作業日1回以上点検を実施し記録する事項
 - ① 掘削口、泥水ピット周辺及び可燃性天然ガスが滞留するおそれがある場所において、空気中のメタン濃度が危険な濃度(25%LEL)となっていないか(携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定)。
 - ② 可燃性天然ガスの噴出の兆候がないか(毎作業日1回以上、ゆう出路洗浄時は常時)。
- その他状況に応じて必要な事項
 - 掘削口から水平距離3m(8m)の範囲内で、火気使用設備等の設置又は火気を使用する作業を行っていないか。
 - 火気厳禁等の提示が適切な位置に設置されているか。
 - 関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。
 - 消火器が必要な箇所に備えられているか。
 - ガス警報設備が正常に機能しているか。

保安教育

科目／範囲	時間
可燃性天然ガスの性質に関する知識 ・ 温泉汲み上げに付随する可燃性天然ガスの性状について ・ 可燃性天然ガスの性質、危険性について	0.5 時間
火災又はガス爆発事故等の予防に関する知識 ・ 掘削作業及び掘削作業に要する設備機器における留意事項について ・ 巡視及び検査について（日常点検マニュアルの指導等） ・ 災害時の対応について（災害時の対応マニュアルの指導等）	2.0 時間
関係法令に関する知識 ・ 温泉法について	0.5 時間
(合計)	3.0 時間

別記第1号様式（指導要綱第4条）

工 事 着 手 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり工事に着手するので、届け出ます。

許可区分	(1)掘削	(2)増掘	(3)動力の装置
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
源泉の土地の所在、 地番及び地目	土地の所在		
	地番		地目
工事着手予定年月日	年 月 日		
工事終了予定年月日	年 月 日		
掘削工事請負者名			

〔連絡先〕 () 担当者氏名

実 施 工 程 表

工事件名: 温泉掘削工事

工 種	3 月			4 月			5 月			6 月		
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20
打ち合わせ・準備	-----											
造成・整地工	----- 立駐場撤去・槽基礎工 -----											
仮設・防音塀設置工	-----											
資機材搬入・仮設工	-----											
掘削工	----- 14-3/4"掘削 ----- 10-5/8"掘削 ----- 7-5/8"掘削 ----- 5-5/8"掘削 -----											
電気・導電率検層工	-----											
ケーシング・セメンチング工	----- 300A ----- 200A ----- 150A ----- 100A -----											
ガス噴出防止装置取付	-----											
洗浄工	-----											
揚湯試験工	-----											
温泉分析工	-----											
解体・撤去工	-----											
仮設・防音塀撤去工	-----											
整地・復旧工	-----											
報告書作成 動力申請書作成	-----											

実 施 工 程 表

工事件名: 温泉揚湯設備工事

黒線-予定

赤線-実績

月 日 工 種	7 月			8 月			9 月			6 月		
	1	10	31	1	10	30	1	10	31	1	10	30
打ち合わせ・準備	動力許可後											
機 材 発 注	揚湯ポンプ・貯湯タンク・流量計・水位計・水温計発注											
井戸元ピット工事	コンクリートピット工											
貯湯タンク基礎工	コンクリート基礎工											
温泉機材搬入												
揚湯ポンプ設置 工 揚湯設備 確認立会												
貯湯タンク組立	組立・保温工											
給 湯 配 管												
電気・信号工事	信号ケーブル・動力線工通電											
試運転・調整												
給 湯 開 始												
工事図書類作成												

別記第2号の3例示様式（指導要綱第4条）

安全対策対応状況書（予防措置）

掘削許可深度	m	掘削機械の名称、型式	
--------	---	------------	--

掘削工事請者	所在地	
	名称及び電話番号	
	さく井工事業許可番号	
	現場代理人氏名	
	現場代理人に建設業法、鉱山保安法上の資格があればその名称	(注)

天然ガス安全対策	火気の取扱い【火気使用禁止範囲、火気使用禁止区域と使用可能区域との区画、安全担当者、点検頻度、点検記録、作業従事者教育等について具体的に記載】
	消火設備【名称、型式、台数、点検頻度、点検記録（点検者）等について具体的に記載】
	ガス濃度測定装置【名称、型式、測定頻度、測定記録（測定者）等について具体的に記載】
	ガス量測定装置【名称、型式、測定頻度、測定記録（測定者）等について具体的に記載】 (設備設置予定深度： m、設備設置予定年月日： 年 月 日)
	ガス検知器【名称、型式、警報発令濃度、台数、設置場所、最終検定日、測定頻度、点検記録（測定者）等について具体的に記載】
	噴出防止設備【名称（遠隔操作型か簡易型か、遠隔操作型が望ましい）、型式、耐圧能力、点検頻度、点検記録（点検者）等について具体的に記載】 (設備設置予定深度： m、設備設置予定年月日： 年 月 日)
	ガス分離設備【名称、型式、ガス処理方法（大気放出か燃焼か）等について具体的に記載】 (設備設置予定深度： m、設備設置予定年月日： 年 月 日)
	照明設備【防爆型照明の名称、型式、数量等について具体的に記載】
	櫓の倒壊防止対策【櫓の名称、型式、高さ、耐荷重、控え索の本数等について具体的に記載】
	その他の安全対策
備考【天然ガス安全対策が不要な場合はその理由】	

(注) 記入例：指定建設業監理技術者、さく井技能士、地質調査技師、丙種上級鉱山保安技術職員、
 鉱山保安技術職員（鉱場保安、機械保安、電気保安、乙種鉱害防止）等

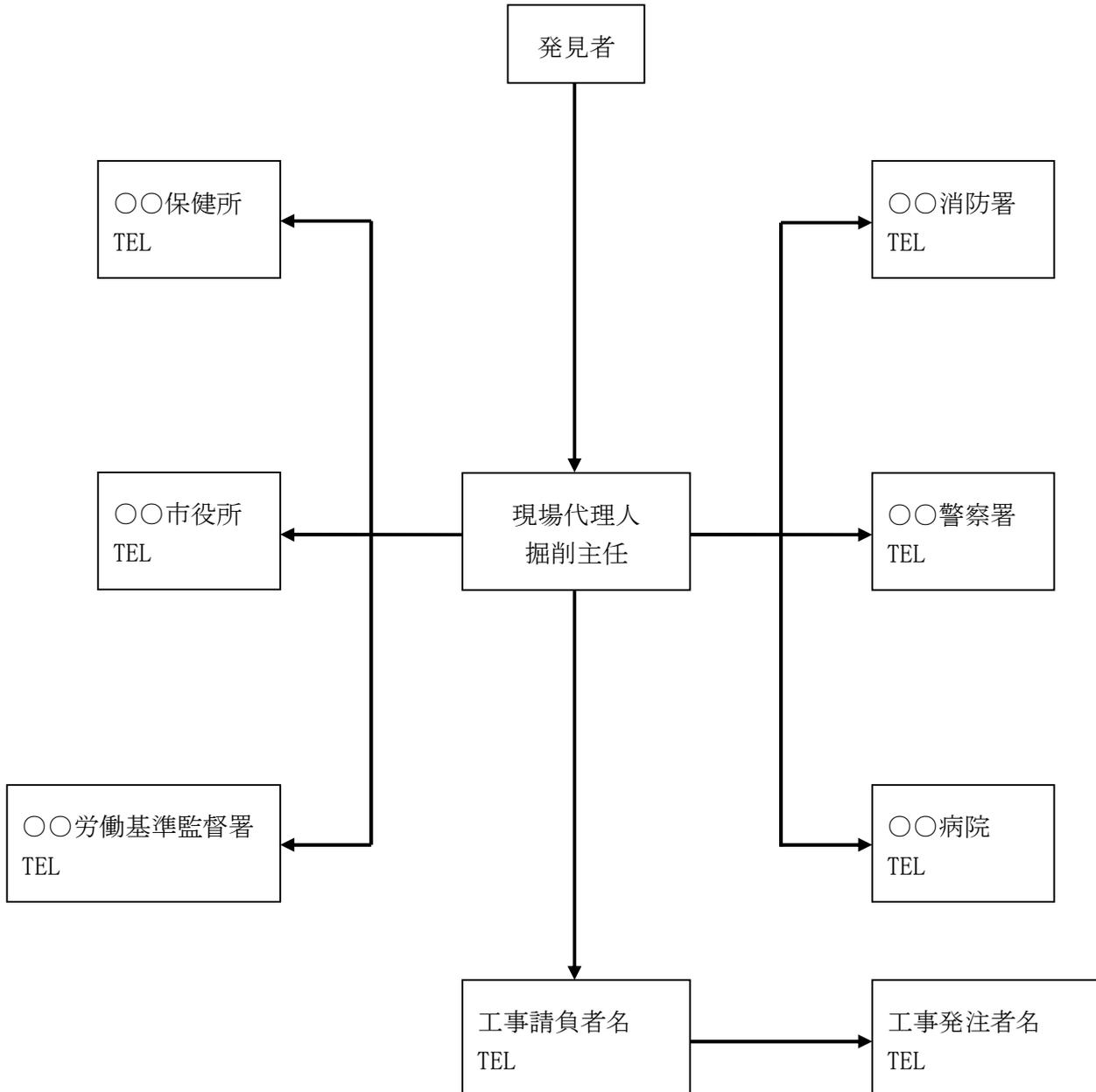
* 記入しきれない場合は、別紙を添付すること。

* 安全対策についてマニュアル(計画書)がある場合は、併せて添付すること。

別記第2号の4例示様式（指導要綱第4条）

安全対策対応状況書（事故発生時対応）

天然ガス噴出事故や櫓の倒壊事故等が発生した際の連絡体制を以下のとおりとし、現場事務所に掲示し、連絡体制の徹底を図ります。



別記第3号様式（指導要綱第6条）

温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可を受けた地位の承継の効力発生届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称
代表者氏名

温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可を受けた地位の承継について、その効力が発生しましたので関係書類を添えて届け出ます。

許可区分	(1)掘削	(2)増掘	(3)動力の装置
許可年月日及び番号	年 月 日		第 号
承認年月日及び番号	年 月 日		第 号
源泉の土地の所在地			
被承継者名称			
効力の発生年月日	年 月 日		
備考			

〔連絡先〕 () 担当者氏名

※ 備考欄に効力が発生した事由を記載する。

別記第4号様式（指導要綱第9条）

温泉（掘削・増掘）のための施設等変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり温泉（掘削・増掘）のための施設等を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

許可区分	(1)掘削		(2)増掘	
	許可年月日及び番号	年 第	月	日 号
許可を受けた土地の 所在、地番及び地目	土地の所在			
	地番		地目	
変更の内容				
変更の理由				
変更の年月日	年	月	日	

〔連絡先〕 () 担当者氏名

別記第5号様式（指導要綱第13条）

動力装置の更新届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

〔法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

動力装置を更新したいので、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
源泉の土地の所在、 地番及び地目	土地の所在	
	地 番	地目
現 状	種類（品名）	
	出 力	W 馬力
	揚水能力	L/分
	設置位置	m
更 新 計 画	種類（品名）	
	出 力	W 馬力
	揚水能力	L/分
	設置位置	m
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
更新の理由		
備 考		

〔連絡先〕 () 担当者氏名

別記第6号様式（指導要綱第14条）

源泉変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

〔法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり源泉に係る許可を受けた者に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号			
源泉の土地の所在、 地番及び地目	土地の所在			
	地 番		地目	
源 泉 名				
変 更 事 項	住所 ・ 氏名 ・ その他 ()			
変 更 前				
変 更 後				
変更年月日	年 月 日			
変更の理由				
備 考				

〔連絡先〕 () 担当者氏名

別記第7号様式（指導要綱第15条）

源泉管理者変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり源泉の管理者を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
源泉の土地の所在 地番及び地目	土地の所在		
	地番	地目	
源泉名			
管理者	変更前		
	変更後		
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
備考			

〔連絡先〕 () 担当者氏名

別記第 8 号様式（指導要綱第 1 6 条）

源 泉 廃 止 届

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

〔法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり源泉を廃止したので、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号			
源泉の土地の所在、 地番及び地目	土地の所在			
	地 番		地目	
源 泉 名				
源泉の状況	口径	mm	深 度	m
	温度	℃	ゆう出量	L／分
	動力			
廃止年月日	年 月 日			
廃止の理由				
備 考				

〔連絡先〕 () 担当者氏名

申請者名
採取事業者名
採取箇所住所

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合等	状況	備考
1 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合 (第6条の3第1項関係)			
(1) ガス分離設備の設置<第6条の3第1項第1号>			
ガス分離設備が設けられていること。<第1号>	適合・ 不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ () ・貯湯槽 () ・その他 ()
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。<第1号>	適合・ 不適合	適合：基準値未満 不適合：基準値以上	測定方法： 告示第1条 第1号、第2号 測定結果： %LEL 測定結果については申請書に添付
(2) 可燃性天然ガス発生設備の屋外設置<第6条の3第1項第2号><附則第4条第1項>			
温泉井戸が屋外にあること。(ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。)<第2号イ> (※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されている温泉井戸は適用除外)	適合・ 不適合	適合：屋外に設置 適用 適合：ただし書き適用 適用除外 不適合：屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由： 添付図○参照
ガス分離設備が屋外にあること。<第2号ロ> (※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外)	適合・ 不適合	適合：屋外に設置 適用除外 不適合：屋内に設置	添付図○参照
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。<第2号ハ>	適合・ 不適合	適合：屋外に設置 不適合：屋内に設置	添付図○参照
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等<第6条の3第1項第3号>			
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限界の値の25パーセント未満であること。(25%LEL以上である場合は以下の措置を行う。)	適合・ 不適合	適合：メタン濃度25% LEL未満 不適合：メタン濃度25% LEL以上	測定結果については申請書に添付
可燃性天然ガスの排出口(メタン濃度が25%LEL以上のもの)が、温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所でないこと。<第3号イ>	適合・ 不適合	適合：3m以下にない 不適合：3m以下にある	排出口の高さ 温泉井戸： 高さ m ガス分離設備(セパレーター)： 高さ m ガス分離設備(貯湯槽)： 高さ m 添付図○参照

<p>可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の入入口（窓や吸気口等）、又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所（ベランダや一般の人が立ち入れる屋上）がないこと。 <第3号ロ></p>	<p>適合・ 不適合</p>	<p>適合：火気使用設備等 ない 不適合：火気使用設備等 あり</p>	<p>添付図○参照</p>
---	--------------------	--	---------------

(4) 配管の閉塞防止措置<第6条の3第1項第4号>

<p>温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 <第4号イ></p>	<p>適合・ 不適合</p>	<p>適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない</p>	<p>閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：</p>
<p>温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 <第4号ロ></p>	<p>適合・ 不適合</p>	<p>適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない</p>	<p>滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：</p>

(5) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<第6条の3第1項第5号>

<p>可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。</p>	<p>適合・ 不適合</p>	<p>適合：設置する 不適合：設置しない</p>	<p>措置の方法：接続箱 その他（ ）</p>
--	--------------------	---------------------------------------	--------------------------------------

(6) 火気使用制限等<第6条の3第1項第6号>

<p>可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第6号イ></p>	<p>適合・ 不適合</p>	<p>適合：設置しない 不適合：設置する</p>	<p>①可燃性天然ガスの多さ （ガス水比） ガス○：水○ ②設置しない距離： m ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m</p>
<p>可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。） <第6号ロ></p>	<p>適合・ 不適合</p>	<p>適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する</p>	<p>ただし書き適用の場合はその理由：</p>
<p>関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第6号ハ></p>	<p>適合・ 不適合</p>	<p>適合：掲示する 不適合：提示しない</p>	<p>掲示の場所：</p>

(7)関係者以外の立入制限措置<第6条の3第1項第7号><附則第4条第3項>				
柵の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1 m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多い地域と認めた地域においては2 m）の範囲内の地面又は床面（可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5 m以上の場合を除く。）における、関係者以外の者の立入を制限すること。 （※上部が開口した既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外）	適合・ 不適合	適合：制限する 適合：適用除外 不適合：制限しない	①設備から柵までの距離： m ②措置の内容： フェンス（高さ： m） ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	添付図○参照
(8)月次点検<第6条の3第1項第8号>				
毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。	適合・ 不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(9)記録及び記録の保存<第6条の3第1項第9号>				
点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・ 不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・ 不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
(10)災害防止規程の作成<第6条の3第1項第10号>				
以下を定めた災害防止規程を作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。<第10号>	適合・ 不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関すること。 <第10号イ>	適合・ 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合・ 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合・ 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
その他災害の防止に関し必要な事項。 <第10号ニ>	適合・ 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
(11)非常時の措置<第6条の3第1項第11号>				
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・ 不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状 況	備 考
2 温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている場合（第6条の3第3項関係）（附則第4条第1項による読み替え）			
(1) 第1項の準用<第6条の3第3項第1号>			
第1項各号に掲げる基準	—	— —	
(2) ガスの漏出防止<第6条の3第3項第2号>			
屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにその間の配管からの可燃性天然ガスの漏出しない構造であること。	適合・ 不適合	適 合：漏出しない 不適合：漏出している	
(3) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における換気設備の設置<第6条の3第3項第3号>			
自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用しない。 <第3号>	適合・ 不適合	適 合：自然換気で換気が確保されている 不適合：自然換気では換気が確保されない	自然換気の場合その状況：
部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。 <第3号イ>	適合・ 不適合	適 合：能力あり 不適合：能力なし	部屋の容積： m ³ 換気能力： m ³ /時間 換気回数： 回/時間
吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 <第3号ハ>	適合・ 不適合	適 合：阻害されない 不適合：阻害されている	添付図○参照
(4) ガス換気設備の運転<第6条の3第3項第4号>			
ガス換気設備は、常時運転していること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）	適合・ 不適合	適 合：常時運転する 適 合：ただし書き適用 不適合：常時運転しない	ただし書き適用の場合はその理由：
(5) 警報設備の設置<第6条の3第3項第5号>			
次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。） <第5号> ※ただし書き適用の場合、以下は記載不要	適合・ 不適合	適 合：設置する 適 合：ただし書き適用 不適合：設置しない	ただし書き適用の場合はその理由： 添付図○参照
可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 <第5号イ>	適合・ 不適合	適 合：適切な位置 不適合：不適切な位置	検知器の数： 個 検知器の設置位置：

警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。 <第5号ロ>	適合・ 不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動	警報音の発動濃度： %LEL 警報を発する場所：	
空気中のメタンの濃度が表示されること。 <第5号ハ>	適合・ 不適合	有：表示あり 無：表示なし	メタン濃度が表示される場所：	
(6) 採取の停止<第6条の3第3項第6号>				
温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。 (ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。)	適合・ 不適合	適合：停止できる構造 適合：ただし書き適用 不適合：停止しない構造	①停止できる場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 ②ただし書き適用の場合はその理由：	
(7) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における火気使用制限等<第6条の3第3項第7号><附則第5条第1項各号、第2項各号>				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第7号イ> (※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要) → (13)へ	適合・ 不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する		
火気を使用する作業を実施しないこと。(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)<第7号ロ>	適合・ 不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
防爆性能を有しない電気設備(温泉井戸の内部に設置されているものを除く。)を設置しないこと。 <第7号ハ> (※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要) → (14)へ	適合・ 不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する		
部屋の内部及び部屋の入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第7号ニ>	適合・ 不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示の場所：	
(8) 関係者以外の立入禁止制限<第6条の3第3項第8号>				
温泉井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限をすること。	適合・ 不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限する措置の方法：	
(9) 温泉井戸にガス排出口の設置<第6条の3第3項第9号>				
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・ 不適合	適合：蓄積しない構造 適合：設置する 不適合：設置しない	蓄積しないと判断した場合はその理由：	

(10) 携帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第6条の3第3項第10号>				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・ 不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
消火器を備えていること。	適合・ 不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 備付場所：	
(11) 毎作業日の点検<第6条の3第3項第11号>				
次に掲げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。 <第11号>	適合・ 不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の可燃性ガスの測定器を用いて測定すること。<第11号イ>	適合・ 不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。<第11号ロ>	適合・ 不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(12) 記録及び記録の保存<第6条の3第3項第12号>				
点検結果等の記録を2年間保存すること<第12号>	適合・ 不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
警報設備による警報の作動状況の記録<第12号>	適合・ 不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
毎日の点検作業の記録<第12号>	適合・ 不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
(13) 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備(火気使用設備等)を設置している場合(既存施設のみに適用)<附則第5条第1項>				
当該火気使用設備等は、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。<第1号>	適合・ 不適合	適合：停止できる構造 不適合：停止しない構造	自動停止される火気使用設備名：	添付図○参照
可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。<第2号>	適合・ 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	設置場所：	添付図○参照
(14) 防爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置(既存施設のみに適用)<附則第5条第2項> 次のいずれかの措置を講じていること				
ア) 警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。<第1号>	適合・ 不適合	適合：ア)を適用 イ)を適用 不適合：ア),イ)適用せず	① ア)の場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動	
イ) ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備(防爆性能を有する電気設備を除く。)への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。<第2号>			② イ)の場合 自動停止される電気設備名：	

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状 況	備 考
3 温泉井戸が地下ピットに設置されている場合<附則第4条第2項関係>			
(1) 温泉の採取停止<附則第4条第2項第1号>			
温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。<第1号>	適合・ 不適合	適 合：停止できる 適 合：ただし書き適用 不適合：停止できない	ただし書き適用の場合はその理由：
(2) 火気使用制限等<附則第4条第2項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・ 不適合	適 合：設置しない 不適合：設置する	
火気を使用する作業を実施しないこと（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）<第2号ロ>	適合・ 不適合	適 合：作業しない 適 合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。<第2号ハ>	適合・ 不適合	適 合：設置しない 不適合：設置する	
地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ニ>	適合・ 不適合	適 合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：
(3) 地下ピットへの排出口の設置<附則第4条第2項第3号>			
地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。（ただし、メタン濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号(排出口の位置の基準)の場所に設置しないこと。）	適合・ 不適合	適 合：設置する 不適合：設置しない	排出口におけるメタンの濃度： %LEL 排気口の高さ： m
			添付図○参照
(4) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第4号>			
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置<第6条の3第1項第4号イ>	適合・ 不適合	適 合：閉塞のおそれなし 適 合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合(閉塞のおそれがある場合)の措置方法：
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・ 不適合	適 合：滞留のおそれなし 適 合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合(滞留のおそれがある場合)の措置方法：
(5) 他の屋内への空気の侵入防止措置<附則第4条第2項第5号>			
地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。	適合・ 不適合	適 合：配管なし 適 合：措置する 不適合：措置しない	
(6) 温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置<附則第4条第2項第6号>			
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・ 不適合	適 合：設置する 不適合：設置しない	

排出される気体中のメタンの濃度が25%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号イ、ロ(排出口の位置の基準)の場所に設置しないこと。<第6号ただし書き>	適合・ 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	排出状態における排出口のメタン濃度：	
(7)配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第7号>				
温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずること。<第7号> ※温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は不要	—	—		
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置 <第6条の3第1項第4号イ>	適合・ 不適合	適合：設備なし 適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合(閉塞のおそれがある場合)の措置方法：	
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・ 不適合	適合：設備なし 適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合(滞留のおそれがある場合)の措置方法：	
(8)月次点検<附則第4条第2項第8号>				
毎月1回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。	適合・ 不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(9)記録の保存<附則第4条第2項第9号>				
点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・ 不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・ 不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
(10)配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<附則第4条第2項第10号>				
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱(ジャンクションボックス)を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。<第6条の3第1項第5号>	適合・ 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他()	

別記第9号の2例示様式（指導要綱第17条）

災害防止規程（採取）

第1章 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項

1-1 保安管理体制（組織体制）

保安管理体制は、別紙1に示すとおりであり、関係者に周知を図る。

1-2 安全担当者の選任及び職務範囲

(1) 安全担当者の選任

①安全担当者の選任要件

安全担当者は、温泉施設における責任者であって、温泉の採取中は常に温泉施設内に常駐し、安全に係る判断を行い、指揮命令を行うことができる者の中から選任する。

※なお、安全担当者が不在の時に備え、その職務を行うため安全担当者代理者を選任する。

※代理者を選任する場合は記載。

②安全担当者の選任

安全担当者は、次に定める者とする。

・安全担当者 ○○○○

安全担当者代理者^{*}は、次に定めるものとする。

・安全担当者代理者 ○○○○

※代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

(2) 安全担当者の職務範囲

安全担当者^{*}は、可燃性天然ガスによる災害を防止するため、次に掲げる事項を実施する。

①可燃性天然ガスに対する安全確保に関すること。

②災害防止のための設備の点検、維持管理等に関すること。

③災害その他の非常の場合の対応等に関すること。

④保安教育に関すること。

※安全担当者不在の場合は、安全担当者代理者が上記職務を遂行する。

1-3 災害時の緊急連絡体制

災害時の緊急連絡体制は、別紙2に示すとおりであり、関係者に周知を図るとともに関係者の見易い場所に掲示する。

第2章 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項

2-1 日常点検の実施方法及び記録、保存の方法

(1) 日常点検の実施方法

安全担当者は、次の事項等について点検を実施する。

■毎月1回以上実施する事項

[屋外（既設・新設）]

○ガス分離設備の内部の水位計、ガス発生設備に異常がないか。

[屋内（既設）]

○ガス分離設備の内部の水位計、ガス発生設備に異常がないか。

[地下ピット（既設）]

○温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口に異常がないか。

■毎日1回以上実施する事項

[屋内（既設）]

○温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度（25%LEL）となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。

○温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備に異常がないか。

[屋内（新設（多雪寒冷地区のみ））]

○温泉井戸周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度（25%LEL）となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。

○温泉井戸及びガス換気設備に異常がないか。

■その他状況に応じて必要な事項

○各設備は正常に機能しているか。

○各設備からガス排出口までの配管が閉塞していないか。

○火気の使用制限等を遵守しているか。

○火気厳禁等の掲示が適切な位置に設置されているか。

○関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。

○ガス排出口以外の場所からガスが漏出していないか。

○ガス警報設備等が正常に作動するか。

○ガス警報設備にはメタン濃度が表示されているか。

○温泉井戸はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに迅速かつ確実に停止するか。

○消火器が必要な箇所に備え付けられているか。

○火気使用設備等はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに自動停止するか。

○電気設備はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに電気の供給が自動停止するか。

○温泉施設以外の施設の異常により温泉施設に影響を与えてないか。

(2) 日常点検の記録、保存の方法

安全担当者は、毎日及び毎月1回以上点検を実施する事項については、点検結果を別紙3に示す日常点検表に記録し、その記録を2年間保存する。

※注) また、その他状況に応じて必要な事項についても記録を行う。

※注) 申請者の判断により記録を行う場合は記載する。

2-2 設備等の不具合を確認した場合の措置方法

設備等の不具合を確認した場合、安全担当者は、安全管理上適切な措置を講じ、事故の予防に努めるとともに、温泉施設管理者に報告する。

第3章 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項

3-1 近隣住民及び関係機関への連絡方法

(1) 近隣住民への連絡方法

安全担当者（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者）は、通行人に温泉施設内に近づかないように促すとともに、必要に応じて近隣住民に知らせ避難させる。

(2) 関係機関への連絡方法

安全担当者は、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに関係機関に連絡をする。

3-2 退避の方法

安全担当者は、次に掲げる事項等を検討し、関係者に周知等を図る。

(1) 事前措置

- 安全かつ効率的な避難経路を2つ以上確保するとともに、避難経路として使用する通路、出口等には障害となる物を置かないようにする。
- 役割分担（避難誘導係、周辺住民等の安全確保係、救護係等）を明確にしておく。
- 適宜防災訓練を実施する。

(2) 災害発生時

- 避難誘導係は、温泉施設内にいる利用者及び作業員等を冷静かつ速やかに安全な位置まで避難誘導する。なお、避難は高齢者、子供、病人を優先させる。
- 近隣住民等の安全確保係は、通行人に温泉施設内に近づかないように促すとともに、必要に応じて近隣住民に知らせ避難させる。
- 救護係は、罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。
- 避難者は、次の点に留意した適正な避難行動をとる。なお、利用者に対しては、作業員が適正な避難行動をとれるよう促す。
 - ・服装や持ち物に拘らず、避難誘導係の誘導に従い避難する。
 - ・避難時は、ヘルメット等により頭を保護する。また、煙の中では濡れたタオル

ルで口を覆い、姿勢を低くする。

- ・逃げ遅れた者がいることに気づいた者は、直ちに周知を図る。
- ・避難後は、温泉施設内に戻らない。

3-3 罹災者の救護方法

罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。

(1) 救急処置例

- 罹災者に意識がある場合は、原則として本人が最も楽な方法で寝かせておく。
- 罹災者が意識を失っている場合は、横向きに寝かせ、気道を確保する。また、水を与えてはならない。

○火傷の応急手当（局所処置）

- ①すぐに患部に水道水等（きれいな水）をヒリヒリした痛みや局所の熱感が消えるまで十分時間をかけて冷やす。衣服の部位の火傷ならその上から水をかける。
- ②患部を冷却した後、衣服、装身具を脱がす。火傷面に付着した部分の衣服は無理にはがさないようにする。
- ③水泡があるときは破らないようにする。冷やした傷は清潔なガーゼや布で軽く覆う。
- ④火傷部位の皮膚から水分が熱とともに蒸発するため、火傷が広範になると生命の危険にさらされる。横に寝かせ、足を挙上して心臓への血液の環流を増す体位をとる。軽い火傷の場合は、口から水分（ミネラル飲料等）を飲ませると良い。

3-4 ガス警報設備が警報を発した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに警報を発した原因を究明し、必要に応じて、適切な措置を講じるよう作業員に指示する。

(2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-5 空気中のメタンの濃度が危険な濃度であることを確認した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示するとともに、温泉施設管理者に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに 119 番通報及びその他関係機関に連絡をする。

- a) 施設の窓、扉を全開とする等、十分な換気を行う。
- b) 温泉井戸からの揚湯を停止する。

c) 施設内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発生するおそれがある場合は、スイッチに触れない。

(2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-6 火災又は爆発が発生した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示し、119番通報及びその他関係機関に連絡をするとともに、温泉施設管理者に報告する。

a) 利用者及び作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。

b) 周辺住民等の安全を確保する（周辺住民等の安全確保係がいる場合は、該当者に安全確保を指示する）。

c) 上記 a) ～b) の作業と併行して、可能な範囲で以下の措置を講じる。

- ・ 温泉井戸からの揚湯を停止する。
- ・ 火気及び火気を発生させるおそれのある電気機械器具の使用を停止する。
- ・ 施設内の火災発生時において、それが初期段階であれば、消火器等を使用し事故の拡大を防止する。

(2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-7 大規模地震や周辺で火災が発生した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業員に指示するとともに、温泉施設管理者に報告する。

a) 必要に応じて、利用者及び作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。

b) 罹災者が発生した場合、状況に応じた処置を施す（救護係がいる場合は、該当者に処置を指示する）。

c) 上記 a) ～b) の作業と併行して、必要に応じて、可能な範囲で以下の措置を講じる。

- ・ 温泉井戸からの揚湯を停止する。
- ・ 火気及び火気を発生させるおそれのある電気機械器具の使用を停止する。

d) 地震が発生した後は、設備の異常の有無を念入りに点検し、異常が認められた場合は修理等を行い、安全が確認されるまでの間は使用しない。

(2) 作業員の対応

直ちに安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

第4章 その他災害防止に関し必要な事項

4-1 保安教育の実施方法

安全担当者は、作業員（新規採用者含む）に対し、遅滞なく、別紙4に掲げる科目について同紙の時間以上の学科教育を行う。

なお、日時、教育を受けた者の氏名、教育内容を記載し、○年間保存する。

4-2 その他自主保安マニュアル類の作成

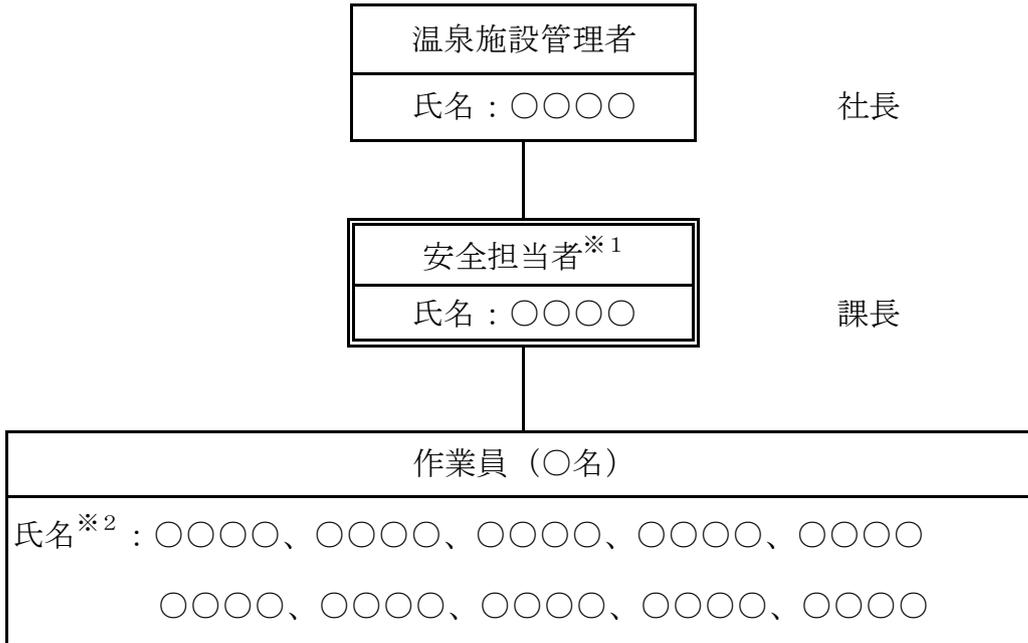
(1) 自主保安マニュアル類の作成例

- 設備、器具及び工作物の使用にあたっての保安マニュアル
- 設備、器具及び工作物の点検マニュアル

〇〇〇温泉施設における保安全管理機構図

〇年〇月〇日現在

社内での役職



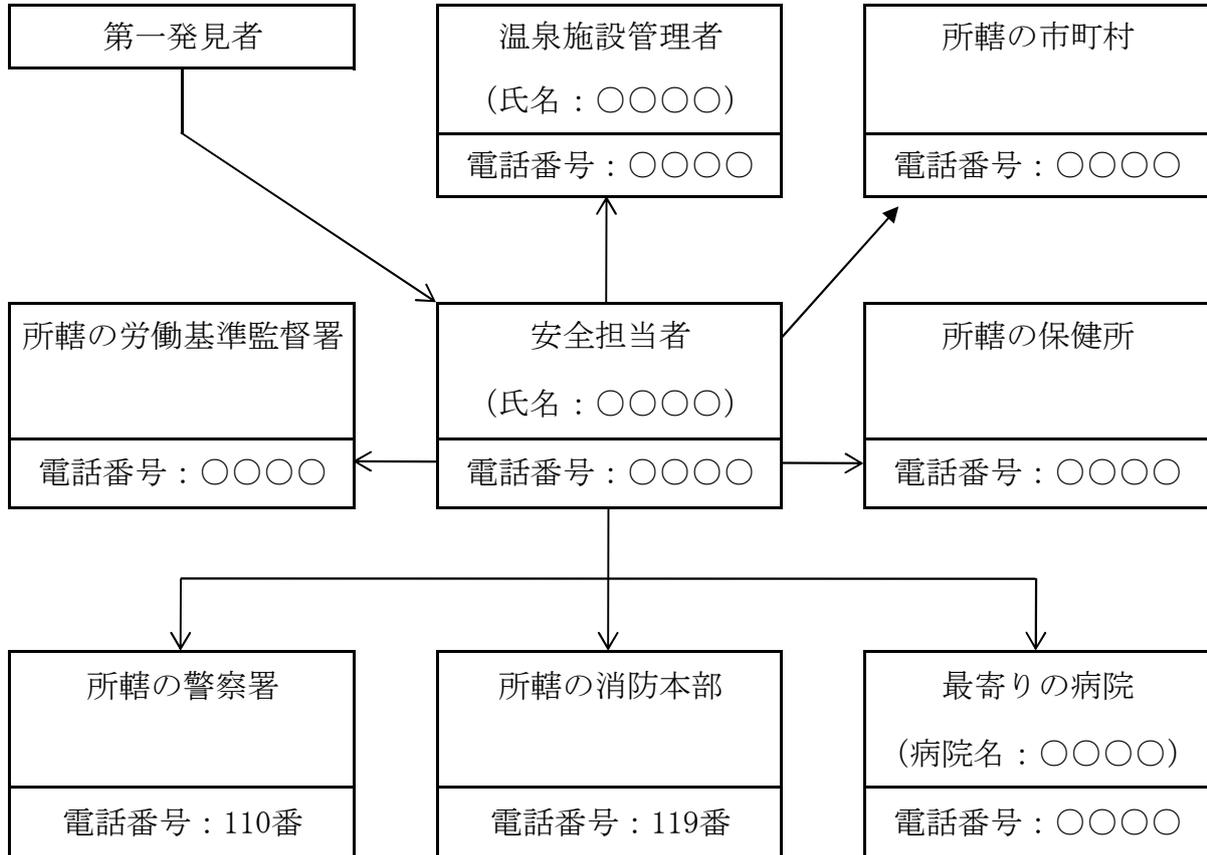
: 災害防止規程で定められる管理者

※1 : 代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

※2 : 分かる場合は、氏名についても記載。

〇〇〇温泉施設における災害時連絡系統図

〇年〇月〇日現在



(作成例) 日常点検表
 ー可燃性天然ガス発生設備が屋内にある場合ー

別紙3

施設名称：○○○温泉施設

点検年月日		点検項目						備考	点検者名	責任者 検閲欄
		毎日実施する項目		毎月○日に 実施する項 目	その他状況に応じて必要な項目					
		①	②	③	④	⑤	⑥			
○年○月○日	点検時刻 ----- 状況	9:00 ----- 異常なし 0%LEL (温泉井戸周 辺) 0%LEL (貯湯タンク排 気口)	9:05 ----- 異常なし	9:10 ----- 異常なし	9:15 ----- 異常なし	9:20 ----- 異常なし	9:25 ----- 異常なし		温泉太郎	温泉施設管理 者 安全担当者 (サイン)
○年○月○日	点検時刻 ----- 状況									
○年○月○日	点検時刻 ----- 状況									
○年○月○日	点検時刻 ----- 状況									

点検事項

- 毎日1回以上点検を実施し記録する項目
 - ①温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度が危険な濃度(25%LEL)となっていないか(携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定)。
 - ②温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備に異常がないか。
- 毎月1回以上点検を実施し記録する項目
 - ③ガス分離設備の内部の水位計及びガス発生設備に異常がないか。
 - ④温泉井戸又は地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口に異常がないか。
- その他状況に応じて必要な項目
 - 各設備は正常に機能しているか。
 - 各設備からガス排出口までの配管が閉塞していないか。
 - 火気の使用制限等を遵守しているか。
 - 火気厳禁等の掲示が適切な位置に設置されているか。
 - 関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。
 - ガス排出口以外の場所からガスが漏出していないか。
 - ガス警報設備等が正常に作動するか。
 - ガス警報設備にはメタン濃度が表示されているか。
 - 温泉井戸はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに迅速かつ確実に停止するか。
 - 消火器が必要な箇所に備え付けられているか。
 - 火気使用設備等はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに自動停止するか。
 - 電気設備はガス検知器がメタン濃度25%LEL以上を検知したときに電気の供給が自動停止するか。
 - 温泉施設以外の施設の異常により温泉施設に影響を与えてないか。

保安教育の科目及び時間

科目／範囲	時間
可燃性天然ガスの性質に関する知識 ・可燃性天然ガスの性質、危険性について ・温泉汲み上げに付随する可燃性天然ガスの性状について	0.5 時間
火災又はガス爆発事故等の予防に関する知識 ・温泉井戸等、その他設備機器における留意事項について ・巡視及び検査について（日常点検マニュアルの指導等） ・災害時の対応について（災害時の対応マニュアルの指導等）	1.0 時間
関係法令に関する知識 ・温泉法について	0.5 時間
(合計)	2.0 時間

温泉採取許可を受けた地位の承継の効力発生届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称

代表者氏名

温泉採取許可を受けた地位の承継について、その効力が発生しましたので関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認年月日及び番号	年 月 日 第 号
温泉採取の場所	
被承継者名称	
効力の発生年月日	年 月 日
備考	

〔連絡先〕 () 担当者氏名

※ 備考欄に効力が発生した事由を記載する。

別記第 1 1 号様式 (指導要綱第 2 3 条)

温泉採取の施設等変更許可に係る工事完了届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり温泉の採取の施設等変更許可に係る工事を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日及び 番 号	年 月 日 第 号
温泉採取の場所	
工事完了年月日	年 月 日
備 考	

[連絡先] () 担当者氏名

温泉採取のための施設等変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり温泉の採取のための施設等を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
温泉採取の場所	
変更の内容	
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

〔連絡先〕 () 担当者氏名

温泉採取許可を受けた者等に関する住所等変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり（温泉採取に係る許可・可燃性天然ガスの濃度の確認）を受けた者に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

許可・確認区分	(1) 採取許可	(2) 確認
許可・確認年月日 番 号	年 月 日 第 号	日 号
温泉採取の場所		
変更事項	住所 ・ 氏名 ・ その他 ()	
変更前		
変更後		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
備 考		

〔連絡先〕 () 担当者氏名

温泉利用許可を受けた地位の承継の効力発生届

年 月 日

千葉県 保健所長 様

所在地

名称

代表者氏名

温泉利用許可を受けた地位の承継について、その効力が発生しましたので関係書類を添えて届け出ます。

許可区分	(1) 浴用	(2) 飲用
許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
承認年月日及び番号	年 月 日	第 号
利用施設の所在地 名 称		
被承継者名称		
効力の発生年月日	年 月 日	
備考		

〔連絡先〕 () 担当者氏名

※ 備考欄に効力が発生した事由を記載する。

飲用施設供用開始届

年 月 日

千葉県 保健所長 様

住所

氏名

〔法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり温泉飲用施設の供用を開始するので、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設所在地	
施設の名称	
飲用に供する源泉名	
供用開始年月日	年 月 日
備考	

〔連絡先〕 () 担当者氏名

飲用施設管理責任者届

年 月 日

千葉県 保健所長 様

住所

氏名

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり温泉飲用施設管理責任者を選任したので、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設所在地	
施設の名 称	
飲用に供する源泉名	
飲用施設管理責任者名	
備 考	

〔連絡先〕 () 担当者氏名

飲用施設供用中止届

年 月 日

千葉県 保健所長 様

住所

氏名

〔法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり温泉飲用施設の供用を中止したので、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設所在地	
施設の名 称	
飲用に供する源泉名	
供用中止年月日	年 月 日
中止の理由	
飲用施設管理責任者名	

〔連絡先〕 () 担当者氏名

飲用施設供用再開届

年 月 日

千葉県 保健所長 様

住所

氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり温泉飲用施設の供用を再開するので、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設所在地	
施設の名 称	
飲用に供する源泉名	
供用再開年月日	年 月 日
飲用施設管理責任者	
再開に至った経緯・経過・理由	
備 考	

[連絡先] () 担当者氏名

共通第1号例示様式（個人）

誓 約 書

私は、温泉法第4条第1項第4号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

共通第1号例示様式（法人）

誓 約 書

私及び役員は、温泉法第4条第1項第4号から第6号に掲げる者に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

共通第2号例示様式（個人）

誓 約 書

私は、温泉法第14条の2第2項第2号及び第3号に掲げる者に
該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

共通第2号例示様式（法人）

誓 約 書

私及び役員は、温泉法第14条の2第2項第2号から第4号に掲げる者に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

共通第3号例示様式（個人）

誓 約 書

私は、温泉法第15条第2項第1号及び第2号に掲げる者に該当
しないことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

共通第3号例示様式（法人）

誓 約 書

私及び役員は、温泉法第15条第2項各号に掲げる者に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

共通第4号例示様式（個人）

誓 約 書

私は、温泉法第19条第4項第1号及び第2号に掲げる者に該当
しないことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

共通第4号例示様式（法人）

誓 約 書

私及び役員は、温泉法第19条第4項各号に掲げる者に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

温泉掘削許可申請他法令確認結果

No.	関係法令	所轄	結果
1	既存温泉との位置関係	保健所	
2	鉱業権設定の有無	経済産業省関東経済産業局 資源エネルギー環境部資源・燃料課	
3	農地法 (地目が農地の場合)	市町村農業委員会	
4	地下水採取規制	千葉県環境生活部水質保全課 市町村地下水採取規制担当課	
5	森林法	県林業事務所 市町村森林法担当課	
6	自然公園法	千葉県環境生活部自然保護課	
7	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	千葉県環境生活部自然保護課	
8	海岸法への抵触	千葉県県土整備部港湾課 千葉県農林水産部漁港課 千葉県県土整備部河川環境課	
9	河川法への抵触	千葉県県土整備部河川環境課	
10	その他		

経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

所在地：さいたま市中央区新都心 1-1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館 8 階

電話：048-600-0371～4

結果欄には、確認した年月日及び確認した担当者氏名も記入すること。